

## 新潟市国家戦略特区推進協議会の次期体制について

平成 31 年 3 月 28 日 新潟市ニューフードバレー特区課

## 1 これまでの経緯

- ・新潟市国家戦略特区推進協議会は経済団体、農業団体、金融機関、大学などで構成される任意協議会で、情報共有や地元意見の集約のため H26 年に設立（第 1 期 36 名）。
- ・農業分野だけでなく地方創生分野の議論を活性化させるため、H28 年に新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部の「まち・ひと・しごと創生アドバイザー」を新たに 3 名追加（第 2 期 39 名）。
- ・H30 年 3 月末をもって、本協議会の委員任期が満了。これまで以上に、機動的かつ迅速な情報交換や意見集約を図るため、組織体制（構成団体や委員数）の見直しを行うもの。
- ・H30 年 3 月に開催した新潟市国家戦略特区推進協議会では、次期体制の基本的な考え方を示し、委員数及び委員選定について事務局一任で了承。なお、「農業者の意見をしっかりと反映できるような体制を」、との意見を受けたところ。

## 2 次期体制の内容について

## (1) 体制の内容

- ・本協議会を構成する経済団体、農業団体、金融機関、大学など各分野からの代表を選定し、全体の委員数を 39 名から 10 名に見直す。
- ・役員を 5 名程度（会長 1 名、副会長 4 名以内）から、3 名程度（会長 1 名、副会長 2 名以内）に見直す。
- ・また、議論するテーマに応じて、会長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができることとする。
- ・なお、第 2 期委員（H28. 4. 1～H30. 3. 31）のうち、第 3 期委員（H31. 4. 1～H33. 3. 31）に選任されなかった者で引き続き本協議会から情報提供を希望する者、及びオブザーバー（北陸農政局、新潟県、ジェトロ新潟、新潟税関支署）については、「新潟市国家戦略特区協力会員」に位置付け議案資料の送付を行うとともに、別途、提案や意見を受け付ける体制を整えることとする
- ・但し、同協力会員については、新潟市国家戦略特区推進協議会開催要綱には規定しない。

## (2) 開催要綱

## 《新旧対照表》

新	旧
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)
第 5 条 協議会には会長 1 名及び副会長 2 名	第 5 条 協議会には会長 1 名及び副会長 4 名

<p>以内を置き、会長は委員の互選によって選出する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、<u>必要に応じて会長が招集する。</u></p> <p>2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p>	<p>以内を置き、会長は委員の互選によって選出する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、<u>会長が議題に応じて委員の中から出席者を決定し、招集する。</u></p> <p>2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p>
--	--

### 3 参考 他都市の協議会との比較について

区域	協議会名	委員数	主な構成委員
東京都 (東京圏)	東京特区推進共同事務局	不定	・ 案件によって変動
神奈川県 (東京圏)	神奈川県健康・医療分科会	9名	・ 味の素(株) ・ CYBERDYNE(株) ・ 横浜市大付属病院ほか
大阪府 (関西圏)	大阪国家戦略特区推進会議	21名	・ 事業者等
京都府 (関西圏)	国家戦略特別区域京都地域関係者会議	6団体ほか	・ 京都産学公連携機構 ・ 京都商工会議所 ・ 京都工業会ほか
北九州市	北九州市国家戦略特区アドバイザリーボード	5名	・ 北九州商工会議所 ・ 北九州産業学術推進機構 ・ 三菱総合研究所 ほか
新潟市	新潟市国家戦略特区推進協議会	39名 (第2期)	・ 新潟経済同友会 ・ 新潟商工会議所 ・ 新潟市農業協同組合ほか

#### 《備考》

- ・ 現在、国家戦略特区の指定区域は 10 区域・17 自治体。
- ・ このうち、外部団体で構成する任意協議会を持つ自治体は、上記 6 自治体のみで、これ以外の自治体については、協議会の設置自体が無い。